

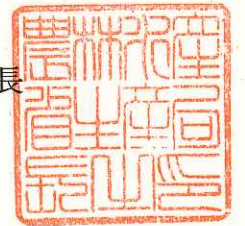
24食産第4142号  
24生産第2285号  
平成24年11月26日

日本冷凍食品協会 会長 殿

農林水産省食料産業局長



生産局長



食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱に  
ついて

食品中の放射性物質の基準値については、平成24年厚生労働省令第31号、厚生労働省告示第129号及び第130号（以下「省令等」という。）により、暫定規制値に替わる新たな基準値が定められ、本年4月1日より施行されています。

これに伴い、流通に混乱が起きないように準備期間が必要な大豆については、省令等により経過措置が設けられ、平成24年12月31日までは経過措置期間として、暫定規制値が適用されています。

この度、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から、平成24年11月26日付け食安発1126第2号「食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱について」により、経過措置品目である大豆及びこれらを原材料として製造され、加工され、又は輸入される食品（ただし、平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）については、平成24年12月31日をもって経過措置期間が終了し、平成25年1月1日以降は、新たな基準値が適用されることとなる旨改めて通知がありました。

つきましては、平成25年1月1日以降に新たな基準値を超過する食品が流通することがないように、貴団体の関係者に対して周知をお願いします。